

占冠村職員 給与の状況

人事行政の公平性と透明性を高めるため、「占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与の状況等をお知らせします。

職員給与費の状況 (単位: 万円)

年度	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	期末・勤勉手当	諸手当	計 (B)	
令和4年度	64人	25,339	10,683	4,591	40,613	635
令和5年度	63人	25,254	10,178	4,839	40,271	639

※職員数は令和5年度当初予算ベースの人数です。(特別職を含む。)

職員平均給料月額と平均年齢状況 (令和5年4月1日現在)

区分	平均給料額	平均年齢
一般行政職	330,017円	42.8歳

初任給と採用2年経過の給与月額 (令和5年4月1日現在)

区分	初任給	採用2年経過給与月額
一般行政職 大卒	185,200円	198,500円
一般行政職 高卒	154,600円	162,900円

職員手当の状況

区分	自己都合		定年		通勤手当	住宅手当
	勤続20年	勤続30年	勤続35年	最高限度		
退職手当	19.6695月分	34.7355月分	39.7575月分	47.709月分	片道通勤距離2km超の者で、交通機関等利用	借家で、12,000円を超える家賃を支払っている職員
期末・勤勉手当	6月期	1.2月分	1.0月分	2.2月分		
	12月期	1.2月分	1.0月分	2.2月分		
	計	2.4月分	2.0月分	4.4月分		
扶養手当	配偶者	6,500円	勤 勉		計	
	子	6,500円 (22歳までは10,000円)	期末	勤 勉		
	父母等	6,500円	6月期	1.0月分		
	特定期間の加算	5,000円	12月期	1.0月分		

等級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務	課長主幹	課長主幹	主幹係長・主査	係長主査・主任	主事	主事事務補	-
職員数	21人	10人	8人	7人	7人	5人	58人
構成比	36.2%	17.2%	13.8%	12.1%	12.1%	8.6%	100%

占冠村採用予定人数

令和6年度上川管内町村等職員採用試験のお知らせ

○ 一般行政職 1人
○ 消防職 1人
○ 林業職 1人
○ 保育士 1人
○ 保健師 1人

受付期間 令和5年7月3日(月) から 令和5年8月4日(金) まで

※土日・祝日は除く。ただし、旭川会場にて試験説明会が開催される7月1日(土)については当日会場で受け付け可能

※郵送の場合は消印有効

受付窓口 役場総務課職員厚生担当 富良野消防署占冠支署 上川町村会事務局

電話 0166-464970

筆記試験日 令和5年9月17日(日)

筆記試験合格発表 令和5年10月6日(金)

※合格者には後日、面接試験の日程を通知

筆記試験会場 旭川市ときわ市民ホール(旭川市5条通4丁目) 旭川勤労者福祉会館(旭川市6条通4丁目)

試験説明会 ①旭川会場 旭川勤労者福祉会館 令和5年7月1日(土) 13時5分 ②札幌会場 ホテルポールスター札幌 令和5年7月5日(水) 13時5分

電話 56-2121 総務課職員厚生担当

今年度の国保税額は"7月中旬頃"に発送する納税通知書でお知らせします!



国民健康保険税(国保税)については、現在は市町村ごとに税率等を定めた上で賦課徴収を行っていますが、令和12年度までには北海道内で統一保険税となる予定です。

令和5年度においては以下の通り税率等を改正するとともに、保険税の統一に向け今後も段階的に改正する予定ですので、加入者の皆さまにはご理解とご協力をお願いします。

☎ 総務課税務担当 ☎ 56-2121

国民健康保険 税率等の改正 のお知らせ

統一保険税とは?

都道府県単位で国保税の算定方式を統一するとされ、同じ所得・年齢層・世帯構成であれば、北海道内どこの市町村でも同じ保険税額となります。

資産割の廃止について

国保税の令和12年度統一に向けて、令和8年度までに資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式に統一されます。

令和5年度の改正内容

1. 税率

区分	医療分(加入者全員)		後期分(加入者全員)		介護分(40歳~64歳)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
所得割	5.5%	6.1%	2.9%	3.1%	2.1%	2.1%
資産割	20.0%	20.0%	-	-	-	-
均等割	17,000円	20,000円	9,700円	10,000円	9,400円	9,800円
平等割	20,000円	20,000円	9,900円	10,400円	7,300円	7,800円
賦課限度額	65万円	65万円	20万円	22万円	17万円	17万円

- ◆所得割: 前年中の所得から加入者ごとに基礎控除(43万円)を差し引いた額×税率
- ◆資産割: 土地・家屋にかかる固定資産税額×税率
- ◆均等割: 世帯ごとの加入者人数×税額
- ◆平等割: 1世帯当たりの税額
- ◆賦課限度額: 1世帯における国保税の上限額(※国の制度改革に併せて実施)

2. 軽減判定基準

区分	令和4年度	令和5年度
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者の数-1)以下	43万円+10万円×(給与所得者の数-1)以下(変更なし)
5割軽減	43万円+(28万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者の数-1)以下	43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者の数-1)以下
2割軽減	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者の数-1)以下	43万円+(53万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者の数-1)以下

◆世帯の合計所得額に基づき、上記区分により均等割額と平等割額の合計金額が軽減されます。

国保税は、3回に分けて納めていただきますが、3回での支払いが困難な場合はご相談に応じますので、お早めに総務課税務担当までご連絡ください。なお、相談なく納期限までに納めていただけない場合には、給付の差し止めや、いったん医療費を全額自己負担していただくなどの措置を講じる場合があります。